

議第四百四十二号

岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、平成二十九年年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金四六、九四四、六〇九円を次のとおり処分するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 二八、八八五、五〇五円
- 二 減債積立金への積立て 一八、〇五九、一〇四円